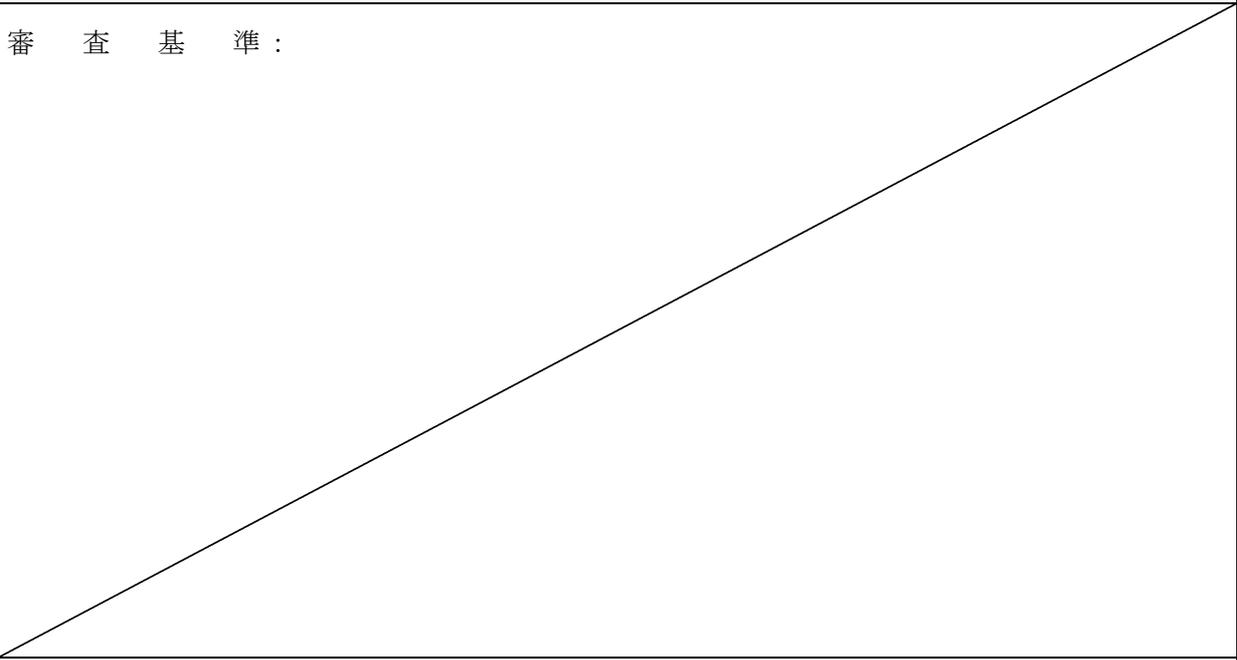


審 査 基 準

令和 7 年 6 月 28 日 作成

法 令 名：風営適正化法
根 拠 条 項：第 9 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の書換え
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none">・ 法第 5 条第 1 項（許可の申請）、第 9 条第 3 項第 1 号（許可証の記載事項の変更の届出）、第 9 条第 4 項（許可証の書換え）・ 規則第 1 条（書換え申請書の提出）、第 22 条において準用する第 17 条（許可証の書換えの手続）
審 査 基 準： 
標 準 処 理 期 間：14 日
申 請 先：申請書は、あなたの営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口にご提出してください。
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 （電話 075-451-9111 内線 3035）
備 考：